

音 楽

1 音楽科はどのようなことに重点を置いて改善されるのか。

平成28年12月に中央教育審議会は、小学校、中学校及び高等学校を通じた音楽科の成果と課題について次のように示した。

- | |
|--|
| <p>○ 音楽科，芸術科（音楽）においては，音楽のよさや楽しさを感じるとともに，思いや意図を持って表現したり味わって聴いたりする力を育成すること，音楽と生活との関わりに関心を持って，生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むこと等に重点を置いて，その充実を図ってきたところである。</p> <p>○ 一方で，感性を働かせ，他者と協働しながら音楽表現を生み出したり，音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと，我が国や郷土の伝統音楽に親しみ，よさを一層味わえるようにしていくこと，生活や社会における音や音楽の働き，音楽文化についての関心や理解を深めていくことについては，更なる充実が求められるところである。</p> |
|--|

これらのことを踏まえて，小学校音楽科では，(1) 教科，学年の目標の改善，(2) 内容構成の改善，(3) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化，(4) [共通事項] の指導内容の改善，(5) 言語活動の充実，(6) 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実などの視点で改訂が行われた。

(1) 教科，学年の目標の改善

音楽科で育成を目指す資質・能力が「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定された。資質・能力は、「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理されている。このことを受けて，学年の目標も教科の目標の構造と合わせ，三つの柱で整理された。資質・能力の育成に当たっては，児童が「音楽的な見方・考え方」を働かせて，学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。

(2) 内容構成の改善

内容は，従前どおり「A表現」（「歌唱」，「器楽」，「音楽づくり」の三分野），「B鑑賞」の二つの領域及び[共通事項]で構成されている。今回の改訂では，音楽科の内容を「思考力，判断力，表現力等」，「知識及び技能」の資質・能力に対応するように構成した。

A表現	ア 「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力 イ 「知識」に関する資質・能力 ウ 「技能」に関する資質・能力
B鑑賞	ア 「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力 イ 「知識」に関する資質・能力
[共通事項]	ア 「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力 イ 「知識」に関する資質・能力

(3) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

中央教育審議会答申において「学習内容を，三つの柱に沿って見直す」とされたことを踏まえ，三つの柱の一つである「知識及び技能」について次のように改訂した。

指導内容	内 容	領域や分野
「知識」	「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容	歌唱，器楽，音楽づくり，鑑賞
「A表現」の「技能」	思いや意図に合った表現などをするために必要となる具体的な内容	歌唱，器楽，音楽づくり

(4) 【共通事項】の指導内容の改善

中央教育審議会答申において「学習内容を，三つの柱に沿って見直す」とされたこと、『見方・考え方』は，現行の学習指導要領において，小学校音楽科，中学校音楽科で示されている表現及び鑑賞に共通して働く資質・能力である〔共通事項〕とも深い関わりがあるとされたことなどを踏まえ，従前の〔共通事項〕の趣旨を踏まえつつ，アの事項を「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力，イの事項を「知識」に関する資質・能力として示した。

(5) 言語活動の充実

他者と協働しながら，音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを考えたりしていく学習の充実を図る観点から，「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り，音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにすること」を「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示した。

(6) 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実

これまで第5学年及び第6学年において取り上げる旋律楽器として例示していた和楽器を，第3学年及び第4学年にも新たに位置付けることとした。

我が国や郷土の音楽の指導に当たっての配慮事項として，「音源や楽譜等の示し方，伴奏の仕方，曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること」を新たに示した。

2 音楽科の目標はどのように変わるのか。

従前は，教科の目標を総括目標として一文で示していたが，今回の改訂では，資質・能力別に整理し，(1)は「知識及び技能」の習得，(2)は「思考力，判断力，表現力等」の育成，(3)は「学びに向かう力，人間性等」の涵養に関する目標を示すことで構成している。

表現及び鑑賞の活動を通して，音楽的な見方・考え方を働かせ，生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに，表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を工夫することや，音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して，音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに，音楽に親しむ態度を養い，豊かな情操を培う。

 * 「音楽的な見方・考え方」とは -----
音楽科の特質に応じた，物事を捉える視点や考え方であり，音楽に対する感性を働かせ，音や音楽を，音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え，自己のイメージや感情，生活や文化などと関連付けること

3 学年の目標は、どのように変わるのか。

表現及び鑑賞の活動を繰り返しながら、継続的に学習を進めることにより、音楽科で育成を目指す資質・能力が徐々に身に付いていくという音楽科の学習の特質を考慮し、児童や学校の実態等に応じた弾力的な指導を効果的に進めることができるように、学年の目標及び内容を2学年まとめて示している。

学年の目標は、各学年三項目としている。今回の改訂では、各学年、(1)「知識及び技能」の習得、(2)「思考力、判断力、表現力等」の育成、(3)「学びに向かう力、人間性等」の涵養の三項目とし、教科の目標との関係性を明確にした構成となっている。

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
「知識及び技能」の習得に関する目標	(1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて <u>気付く</u> とともに、 <u>音楽表現を楽しむ</u> ために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。	(1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて <u>気付く</u> とともに、 <u>表したい音楽表現をする</u> ために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。	(1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて <u>理解する</u> とともに、 <u>表したい音楽表現をする</u> ために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。
	* 全学年とも <u>曲想と音楽の構造などとの関わり</u> を示しており、知識に関する学習の目指す方向が同一であることを示している。また、関わりについての学習が質的に高まっていくように示している。		
「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標	(2) 音楽表現を考えて表現に対する <u>思いをもつ</u> ことや、 <u>曲や演奏の楽しさ</u> を見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。	(2) 音楽表現を考えて表現に対する <u>思いや意図をもつ</u> ことや、 <u>曲や演奏のよさ</u> などを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。	(2) 音楽表現を考えて表現に対する <u>思いや意図をもつ</u> ことや、 <u>曲や演奏のよさ</u> などを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。
	* 全学年とも <u>音楽表現を考えて</u> としており、「思考力、判断力、表現力等」に関する学習の目指す方向が同一であることを示している。また、音楽表現に対する考えが質的に高まっていくように示している。		
「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標	(3) <u>楽しく音楽に関わり</u> 、協働して音楽活動をする <u>楽しさを感じながら</u> 、 <u>身の回りの様々な音楽</u> に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。	(3) <u>進んで音楽に関わり</u> 、協働して音楽活動をする <u>楽しさを感じながら</u> 、 <u>様々な音楽</u> に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。	(3) <u>主体的に音楽に関わり</u> 、協働して音楽活動をする <u>楽しさを感じながら</u> 、 <u>様々な音楽</u> に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。
	* 全学年とも、冒頭に <u>音楽に関わり</u> とし自ら音楽に関わっていくことが重要であることを示している。また、音楽への関わり方が質的に高まっていくように示している。		

4 各学年の内容は、どのように変わるのか。

(1) 内容の構成

内容の構成		
領域	項目	事項
		事項
領域	表現	(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 歌唱分野における「思考力、判断力、表現力等」 イ 歌唱分野における「知識」 ウ 歌唱分野における「技能」
		(2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 器楽分野における「思考力、判断力、表現力等」 イ 器楽分野における「知識」 ウ 器楽分野における「技能」
		(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 音楽づくり分野における「思考力、判断力、表現力等」 イ 音楽づくり分野における「知識」 ウ 音楽づくり分野における「技能」
	B鑑賞	(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 鑑賞領域における「思考力、判断力、表現力等」 イ 鑑賞領域における「知識」
共通事項	(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 表現及び鑑賞の学習において共通に必要なとなる「思考力、判断力、表現力等」 イ 表現及び鑑賞の学習において共通に必要なとなる「知識」	

(2) 各領域及び〔共通事項〕の内容

A「表現」
(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 曲の特徴にふさわしい歌唱表現を工夫し、思いや意図をもつこと。(思考力、判断力、表現力等) イ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解すること。(知識) ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。(技能) (ア) 聴唱・視唱の技能 (イ) 自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能 (ウ) 声を合わせて歌う技能
(2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 曲の特徴にふさわしい器楽表現を工夫し、思いや意図をもつこと。(思考力、判断力、表現力等) イ 次の(ア)及び(イ)について理解すること。(知識) (ア) 曲想と音楽の構造との関わり (イ) 多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり ウ 思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)から(ウ)までの技能を身に付けること。(技能) (ア) 聴奏・視奏の技能 (イ) 音色や響きに気を付けて、楽器を演奏する技能 (ウ) 音を合わせて演奏する技能
(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次の(ア)及び(イ)をできるようにすること。(思考力、判断力、表現力等) (ア) 即興的に表現することを通して、音楽づくりの様々な発想を得ること。 (イ) 音を音楽へと構成することを通して、全体のまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつこと。 イ 次の(ア)及び(イ)について、それらが生み出すよさや面白さなどに関わらせて理解すること。(知識) (ア) いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴 (イ) 音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴 ウ 発想を生かした表現や、思いや意図に合った表現をするために必要な次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。(技能) (ア) 設定した条件に基づいて、即興的に表現する技能 (イ) 音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる技能

B 「鑑賞」

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。(思考力、判断力、表現力等)
 - イ 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。(知識)

〔共通事項〕

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。(思考力、判断力、表現力等)
 - イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。(知識)

5 指導計画の作成と内容の取扱いで特に配慮すべきことは何か。

(1) 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。
- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。
- (3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (4) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については、適宜、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。
- (5) 国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。
- (6) 低学年においては、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育てほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- (7) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (8) 道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

- (1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
 - ア 音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。
 - イ 音楽との一体感を味わい、想像力を働かせて音楽と関わるができるよう、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れること。
 - ウ 児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるように指導を工夫すること。
 - エ 児童が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、児童や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。
 - オ 表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それらを創作した著作者がいることに気付き、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にする態度を養うようにするとともに、それらの著作者の創造性を尊重する意識をもてるようにすること。また、このことが、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることについて

- 理解する素地となるよう配慮すること。
- (2) 和音の指導に当たっては、合唱や合奏などの活動を通して和音のもつ表情を感じ取ることができるようにすること。また、長調及び短調の曲においてはI、IV、V及びV₇などの和音を中心に指導すること。
- (3) 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。
- (4) 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
- ア 歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。
- イ 相対的な音程感覚を育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。
- ウ 変声以前から自分の声の特徴に関心をもたせるとともに、変声期の児童に対し配慮すること。
- (5) 各学年の「A表現」の(2)の楽器については、次のとおり取り扱うこと。
- ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- イ 第1学年及び第2学年で取り上げる旋律楽器は、オルガン、鍵盤ハーモニカなどの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- ウ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤楽器、和楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- エ 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。
- オ 合奏で扱う楽器については、各声部の役割を生かした演奏ができるよう、楽器の特性を生かして選択すること。
- (6) 各学年の「A表現」の(3)の音楽づくりの指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
- ア 音遊びや即興的な表現では、身近なものから多様な音を探したり、リズムや旋律を模倣したりして、音楽づくりのための発想を得ることができるよう指導すること。その際、適切な条件を設定するなど、児童が無理なく音を選択したり組み合わせたりすることができるよう指導を工夫すること。
- イ どのような音楽を、どのようにしてつくるかなどについて、児童の実態に応じて具体的な例を示しながら指導するなど、見通しをもって音楽づくりの活動ができるよう指導を工夫すること。
- ウ つくった音楽については、指導のねらいに即し、必要に応じて作品を記録させること。作品を記録する方法については、図や絵によるもの、五線譜など柔軟に指導すること。
- エ 拍のないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。
- (7) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、言葉などで表す活動を取り入れ、曲想と音楽の構造との関わりについて気付いたり理解したり、曲や演奏の楽しさやよさなどを見いだしたりすることができるよう指導を工夫すること。
- (8) 各学年の〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」については、児童の発達の段階や指導のねらいに応じて、次のア及びイから適切に選択したり関連付けたりして指導すること。
- ア 音楽を特徴付けている要素：音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、和音の響き、音階、調、拍、フレーズなど
- イ 音楽の仕組み：反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横との関係など

6 移行措置への対応はどのようにするのか。

新小学校学習指導要領は、令和2年度から全面実施される。令和元年度までの音楽の指導に当たっては、現行小学校指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第6節によることができる。

7 学習評価

評価規準の作成に当たっては、各教科等の学習指導要領の目標の規定を踏まえ、観点別学習状況の評価の対象とするものについて整理した「評価の観点及びその趣旨」を作成する。(平成31年3月29日付初等中等教育局長通知「30文科初第1845号」別紙4参照)

また、同様に学年(又は分野)の目標を踏まえて「学年(又は分野)の観点の趣旨」を作成する。

(音楽科) 小学校学習指導要領 p.114参照

(1)	(2)	(3)
曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。	音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。	音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

(音楽科)「評価の観点及びその趣旨」 (改善等通知 別紙4 p.14)

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> ・曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解している。(知識の習得に関すること) ・表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌ったり、演奏したりしている。(技能の習得に関すること) <p>※【鑑賞】の題材では技能の習得に関する趣旨に対応する評価規準は設定しない。</p>	<p>音楽を要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じとったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、曲の演奏のよさなどを見だし、音楽を味わって聴いたりしている。</p>	<p>音や音楽に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。</p>

(1) 音楽科における「内容のまとめ」と「評価の観点」との関係を確認する。

A 表現

歌唱の活動…(1) ア, イ, ウ(ア), (イ), (ウ) [共通事項] (1) ア, イ
 器楽の活動…(2) ア, イ, ウ(ア), (イ), (ウ) [共通事項] (1) ア, イ
 音楽づくりの活動…(3) ア(ア), (イ), イ(ア), (イ), ウ(ア), (イ) [共通事項] (1) ア, イ

B 鑑賞

鑑賞の活動…(1) ア(ア), (イ), (ウ), イ(ア), (イ), (ウ) [共通事項] (1) ア, イ

(下線) …知識及び技能に関する内容

(波線) …思考力、判断力、表現力等に関する内容

(2) 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめ」ごとの評価規準を作成する。

ア 「知識・技能」のポイント

- ・ 事項イ及びウの文末を「～している」と変更して作成する。
- ・ 事項にある「次の(ア)及び(イ)」や「次の(ア)から(ウ)まで」の部分は、(ア)から(ウ)までの事項のうち、いずれかを選択して置き換え作成する。なお、技能に関しては「～するために必要な」の後に適宜「、」を挿入する。

イ 「思考・判断・表現」のポイント

- ・ 【共通事項】アの文末を「～考え、」と変更し、その後に扱う領域や分野の事項アを組み合わせ、文末を「～している」と変更して作成する。
- ・ 事項アでは、前半部分に「知識や技能を得たり生かしたりしながら」と示しているが、この「得たり生かしたり」は「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」とがどのような関係にあるかを明確にするために示している文言であり、内容のまとめごとの評価規準ではその文言を用いない。

ウ 「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

- 当該学年の「評価の観点の趣旨」の内容を踏まえて作成する。「評価の観点の趣旨」の文頭部分「音や音楽に親しむことができるよう、」は、「主体的に学習に取り組む態度」における音楽科の学習の目指す方向性を示しているものであるため、各題材の評価規準としては設定しない。
- 「評価の観点の趣旨」の「表現及び鑑賞」の部分は、扱う領域や分野に応じて「歌唱」「器楽」「音楽づくり」「鑑賞」より選択して置き変える。なお、「学習活動」とは、その題材における「知識及び技能」の習得や「思考力、判断力、表現力等」の育成に係る学習活動全体を指している。
- 「評価の観点の趣旨」の「楽しみながら」の部分は、「主体的・協働的に」に係る言葉であり、単に活動を「楽しみながら」取り組んでいるかを評価するものではない。あくまで、主体的・協働的に取り組む際に「楽しみながら」取り組めるように指導を工夫する必要があることを示唆しているものである。